三　廃止の理由
四　廃止の年月日
（法第二十条の五第十五項の映像及び音声の基準）
第四十二条　法第二十条の五第十五項の厚生労働省令で定める基準は、薬剤遠隔指導等を適切に行うことが可能な鮮明な映像及び明瞭な音声であることとする。
（薬剤遠隔指導等に関する事項等の記録及び保存）
第四十三条　登録薬局開設者は、法第二十条の五第十六項の規定による記録を、薬剤遠隔指導等を行わせた日から起算して一月保存しなければならない。
（登録事業の実施状況の報告）
第四十四条　法第二十条の五第十七項の厚生労働省令で定める期間は、六月とする。
2　法第二十条の五第十七項の規定による報告は、登録事業の開始の日から六月ごとに、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、その薬局の所在地の都道府県知事に提出して行うものとする。
一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二　薬局の名称
三　薬局の所在地
四　登録及びその更新の年月日
五　特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者の数及び薬剤遠隔指導等の件数
六　特定処方箋により調剤された薬剤の副作用その他の事由によるものと疑われる症状の発現状況
七　登録事業の実施状況に関する事項（テレビ電話装置等の故障のため事業が継続できない状況を含む。）
（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則を適用する場合の読替え）
第四十五条　登録薬局開設者が登録事業を行う場合における医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十五条の十二、第十五条の十三及び第二百四十四条の規定の適用については、同令第十五条の十二中「法第九条の三第一項」とあるのは「法第九条の三第一項（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二十条の五第十八項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条において同じ。）」と、同令第十五条の十三第一項第一号中「設備がある場所（国家戦略特別区域法第二十条の五第一項に規定する薬剤遠隔指導等を行う場合にあつては、当該薬局内の場所）」と、同条第五項中「法第九条の三第二項」とあるのは「法第九条の三第二項（国家戦略特別区域法第二十条の五第十八項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、同令第二百四十四条中「場合」とあるのは「場合及び国家戦略特別区域法第二十条の五第十八項の規定により読み替えて適用される場合」とする。
（医師が交付する特定処方箋の記載事項）
第四十六条　医師が特定処方箋を交付する場合においては、医師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十七号）第二十一条に規定する事項に加え、当該処方せんが法第二十条の五第一項に規定する特定処方箋である旨を記載するものとする。
（歯科医師が交付する特定処方箋の記載事項）
第四十七条　歯科医師が特定処方箋を交付する場合においては、歯科医師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十八号）第二十条に規定する事項に加え、当該処方せんが法第二十条の五第一項に規定する特定処方箋である旨を記載するものとする。

（削る）
（削る）
（削る）
（削る）
（削る）
（削る）

附　則
（施行期日）
1　この省令は、令和五年九月一日から施行する。
（厚生労働省関係構造改革特別区域法施行規則の一部改正に伴う経過措置）
2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。